

## 意向調査票提出にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。(既に許可を受けている場合は手続きは不要です。)
- 本調査に基づき各事業者の使用車両数を配分します。
- 自家用車活用事業の実施を予定していない(今回追加の配分を希望しない)事業者は提出不要です。
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある(追加の配分を希望する)場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。
- 提出期限(令和7年7月31日(木)15時)までに、各運輸支局へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。

### <今後のスケジュール>

7月31日 (木) 本調査票の提出期限  
8月12日(火) 使用可能車両数を決定、通知  
※次の意向調査は最短でも令和7年12月以降を予定

- その他、不明点は各運輸支局までお問い合わせください。